

石工場職工ハ依然怠業ヲ繼續シツ、アリタル

も諸君の生計に同情し特に見舞として家族ある者には金拾五圓、獨身者には金拾圓を給與すると申渡し、次に解雇手當規則は度々通告せる通り會社は同種の營業で經濟狀態の類似な他會社の例を参照し所謂世間並のものと認め審議の上制定したのであるから到底變更することが出来ぬ旨を回答いたしました。屢然らば會社が参照せる他工場の名稱及數字を提示せられたしと申出ありましたが之は協議の上回答すること、しました。

二十四日の會見に於て他工場の解雇手當規則は徳義上其工場名及數字を發表することが出来ぬ旨を回答して交渉を打ち切りました。

以上の次第にて代表者との交渉が中止にたどり着いたのは誠に遺憾であります。が會社の規則として永久絶對に變更せぬものではなく會社の發展と共に諸君の優遇方法を講ずる積りであります。工場は去二十日より引續き開場して居りますから會社の意のある所を諒とし熟考の上速に復業せられんことを切望します。

大正十二年八月二十四日

株式會社 新潟鐵工所

勞秘甲第四六〇號

大正十二年七月三日

敬言視總監 赤池 濃

内務大臣水野鍊太郎殿

社會局長官塚本清治殿

京都大阪愛知神奈川

兵庫新潟千葉秋田

各府縣知事殿

司法省刑事局長殿

東京控訴院檢事長殿

地方裁判所檢事正殿